

自・公政権 憲法を破壊・大軍拡へまい進

岸田政権に諮問された有識者会議が報告書を提出し、これを受け自・公両党は1月13日に安保関連3文書改訂で合意しました。

その内容は、敵基地攻撃能力の保有・増強へミサイルの高度化、長射程化やトマホークの導入などアメリカの戦略に沿った政策が目白押しで、まさに憲法を破壊するものです。

また、防衛費の2倍化に必要な財源は、来年の統一地方選に不利になるとして本格的な増税などは先送りしましたが、いずれ大増税と社会保障切り捨てへ向かうことは目に見えています。自民党の一部には声高に赤

字国債を主張しており、まさに戦前と同じ状況が表れています。

物価高、経済の低迷、統一教会問題、閣僚のドミノ辞任など政権の末期的状況です。内政の行き詰まりを「外」に「敵」を作り、国民の目を欺くこの手法は、歴史がその誤りを明らかにしています。

大軍拡で転換を図る悪政は断じて認められません。

力を合わせて闘かおう

戦争か平和かの岐路です。平和委員会が平和構築へ中心的な役割を發揮し、歴史を逆戻りさせず、明るい未来のためにみんなで力を合わせ闘いましょう。



当面の主な活動予定

- ◆1月1日（日）核兵器廃絶「元旦署名」10時～、尾山神社前
- ◆1月16日（月）「沖縄連帯街頭宣伝」12時～、武蔵・エムザ前
- ◆1月22日（日）「核禁条約署名行動」13時、武蔵・エムザ前
- ◆1月26日（木）「民主団体合同新春のつどい」14時～、平和と労働会館3F
- ◆1月28日（土）「北陸原水協学校」14時～オンラインで開催。笠井亨衆議院議員が講演

「小松基地爆音訴訟」控訴審判決を受けて

小松基地の戦闘機騒音被害を訴えた「小松基地爆音訴訟」は、1975年に第1次訴訟から47年が経過しました。第5次・6次控訴審判決が確定し、11月26日に原告団の解団式がおこなわれました。

小松基地をはじめ全国7つの基地で、同様の裁判がたたかわれていますが、その先陣を切ったのが小松基地爆音訴訟でした。

この47年の「静かで平和な空」を求める裁判では、原告は第1次の12人から第5次・6次の2121人へと大きく増えました。この間の判決は、健康被害を認めず、早朝や夜間の飛行差し止めも認めない大変不十分なものです、「受忍限度を

超えて違法な航空機騒音が引き続き発生し…その被害を被り続けている」（第3次・4次控訴審判決）と訴えを認め、国に損害賠償支払いを命じています。

裁判で「受忍限度を超える騒音」の発生を指摘されているにもかかわらず、国や自衛隊はその軽減策を何ら講じていません。逆に、新しい戦闘機の配備や新たな部隊の移駐をすすめ、騒音はより大きくなり、騒音発生は増加しています。その結果、基地周辺の住民は、裁判という手段で騒音軽減を訴え続けなければならないのです。

第7次訴訟を準備

現在、第7次の訴訟の準備を

すすめています。来年2月頃から2千名を目標に原告の募集を始める予定です。

第5次・6次では、2千人を超える原告のため、その賠償金総額が20億円を超えるものとなりました。「爆音訴訟連絡会」という任意の団体では到底管理できる金額ではなく、「一般社団法人ピースセンター小松」という法人を立ち上げ、実務や運動をおこなうことにしました。

今後、「小松基地爆音訴訟連絡会」と「一般社団法人ピースセンター小松」の両方が混在する形になります。県平和委員会は、この両方に幹事を派遣し小松基地爆音訴訟の運動を支えていくことになります。

騒音地域に在住の会員のみなさん。一人でも（ウラにつづく）